

中学校生活について

大東中学校生徒指導部

1. 中学生ってどんな時期

思春期と反抗期

子どもが人間として成長し、その潜在的な能力が大きく伸びる時期です。「少年後期」いわゆる子どもといわれてきた時期の最後と見る考え方と、「青年前期」青年期の変化が芽生えてくる最初の時期と見る考え方があり、どちらも「子どもから大人への転換期」、大人への過渡期のはじまりということを意味します。子ども自身の中に不安と動揺が大きくなり、第二の反抗期として大人との関わりの難しい時期となります。

また、親の愛情と保護に支えられてきた子どもが、親への依存状態からだんだんと独立していこうとします。それはなめらかにはいかず、たびたびの親への反抗と衝突を重ねながらされていきます。この時期は頭から押さえられることや自我の領分への介入を拒否する気持ちが大きくなり、それゆえに第二の反抗期ともいわれます。

自己形成の時期

幼い頃から身についた性格や習慣は、他からの意志で形造られたものが多くあります。これに対して、古い自分を破って、新しい自分を意識的、自覚的に造っていこうとするのがこれからの時期になります。その意味でこれからの時期は第二の誕生の時期ともいわれ、積極的に自分を伸ばして自己実現をはかることができるような働きかけが重要になってきます。

2. 中学生として期待すること

心と体と態度の飛躍的な成長

- ・人と人との関わりの大切さを考えることができる。
- ・仲間を認め、お互いに高め合うことができる。
- ・ルールを守る大切さを考えることができる。

3. 中学校生活・容儀、服装のきまり 【別紙参照】

※中学生らしい、清楚で、健康・安全に配慮した容儀・服装を基本とする。

名札は、入学式当日に配布します。

4. 自転車通学について 【別紙参照】

I 学校生活全般について

⑨令和5年度のものです。

内容が変更になる可能性があります。

1. 登校と下校

- (1) 7時55分までに登校しましょう。
- (2) 交通ルールを守り、交通安全に努めましょう。
- (3) 決められた通学路を通りましょう。

2. 学校生活

- (1) 授業開始のチャイムが鳴る2分前に自分の座席につき、授業の準備をしましょう。
- (2) 放送はみんなで注意し合って静かに聞きましょう。
- (3) 登校後、校地外に出るときには先生の許可を得ましょう。
- (4) 学校のものを大切に取り扱い、汚したり傷つけたりしないようにしましょう。
- (5) 特別教室や他の教室には、無断で入らないようにしましょう。
- (6) 負傷したり病気になったりしたときは、すぐに先生に申し出ましょう。

3. 礼儀

- (1) お互いの人格を尊重し、明るいい心で応対し、礼儀正しくしましょう。
- (2) 先生や友だちに元気よくあいさつをしましょう。
- (3) 職員室などへの出入りの際には、あいさつをしましょう。
- (4) 言葉遣いは正しく、丁寧にしましょう。

4. 持ち物

- (1) 自分の持ち物には、はっきり記名しましょう。
- (2) 学習に不必要なものは持ってこないようにしましょう。
制汗剤、制汗シートの使用は認めていません。
日焼け止めは無香料のものをトイレで使用します。
リップクリームやハンドクリームは担任の先生に断ってから使用します。
- (3) 不必要なお金は持ってこないようにしましょう。
- (4) 他人の持ち物を勝手に触らないようにしましょう。

5. 諸届

- (1) 欠席、遅刻、早退、欠課、見学等の場合は、必ず届け出ましょう。
- (2) 校舎、校具を破損したときは、先生に届け出て、後始末をしましょう。

II 容儀・服装のきまりについて

※中学生らしい、清楚で、健康・安全に配慮した容儀・服装を基本とする。
ただし、特別な事情がある場合には、教員に相談すること。

1. 制服

学校指定の標準のもので、男子は学生服・学生ズボン、女子はセーラー服・スカートを着用する。

・男子制服

- [上着] 冬季:標準学生服(富士ヨット、カンコー、バンクーバー、ハトサクラ、トンボ)
 の下に白無地の標準カッターシャツ
 夏季:白無地の標準カッターシャツ
 (開襟シャツ・ボタンダウンは着用しない)
- [学生ズボン] 標準学生ズボン
 (メーカーは上記に同じ、ベルトは黒又は茶色の単色を着用する)

・女子制服

- [上着] 紺(夏季は白)の標準セーラー服の下に白無地のTシャツ
 (ネクタイは紺の帯タイで、学校指定のもの)
- [スカート] 紺の標準スカート(長さはひざが隠れる程度)

2. 頭髪について

- ・男子:前髪は目にかからない長さで、横髪は耳にかからない、後ろ髪は襟につかないようにする。
(髪の一部を極端に長くしたり、短くしたりしない)
- ・女子:前髪は目にかからない長さで、横髪が前にたれないようにし、後ろ髪は肩につかないようにする。(長い場合は、ヘアピン・ゴムで髪を留める。ヘアピン・ゴムの色は黒・茶・紺で装飾のないもので耳より下の位置でくる)
- ・男女共通:中学生らしい髪型に心がけ、整髪料の使用、脱色、染髪、パーマ、ストレートパーマはしない。また、眉毛を細くするなど手を加えない。

3. 通学靴について

華美(毛皮、ファー付き、装飾品付き等)でないもの、高価でないものとする。

- [ズック(スニーカーなど)] 白、黒、紺、茶、灰を基調とし、派手でないものとする。
 ※ひもは、白(単色)もしくはズックのベースの色と同色(単色)とする。
 ※ハイカットのスニーカーなどは使用しない。

[靴(革靴、ローファーなど)] 黒、紺、茶のもの。

[ゴム長靴] 黒、紺、茶系、白を基調とする。

※冬季はブーツ、スノトレを使用してもよい。

- (ブーツ) ・長さは膝より下のもので、極端に長いものは使用しない。
 ・極端な厚底の靴は使用しない。
- (スノトレ) ・通学用ズックの規定に準ずる。
 ・ハイカットのスニーカーをスノトレの代用として使用しない。

4. 内ズック、体育用外ズックについて

学校指定のズックを使用する。記名は、かかとにする。

5. くつ下について

色は白で、華美なデザインでないものとする。

- ・デザインはワンポイント可。ライン不可。
- ・アングルソックスは認めていない。
- ・タイツやストッキングを使用するときは、色は黒または肌色のものとする。

6. 防寒具について

華美(毛皮、ファー付き、装飾品付き等)でないもの、高価でないものとする。

〔オーバーコート〕 色は白、黒、紺、茶、灰色などの無地のものとする。

部活動で統一されたウインドブレーカーの着用も認める。

〔マフラー、ネックウォーマー〕 色は白、黒、紺、茶、灰色を基調とする。

マフラーの長さは1.5m までとする。

〔手袋〕 色は白、黒、紺、茶、灰色を基調とする。

〔カイロ〕 他の生徒に見えるところに出したり貸したりしない。

使い終わったら必ず家に持ち帰る。

7. 通学カバン・サブバッグについて

通学用カバンとして、次のどちらかを使用する。

- ・学校指定の3WAY カバン
- ・学校指定のデイバック

荷物が多い場合はサブバッグを使用してよい。

- ・その場合、華美でないもので、バッグの口が閉じるものを使用する。

8. 雨傘について

華美でないものを使用する。(記名も忘れず)

9. 肌着や防寒用衣服について

〔肌着〕 夏季：白無地（ワンポイント可）のものを着用する。

冬季：無地のものを着用する。

〔防寒用衣服〕 セーター、ベスト、トレーナーを着用してもよい。

- ・色は白、黒、紺、茶系統の無地のものとする。
- ・セーター類を着用する場合は、上着のホックがかかるもの、襟や制服から出ないものとする。
(ハイネックやサイズの大きいカーディガン等は着用しない)

10. 名札について

指定の名札を着用すること。

自転車通学について

1. 自転車通学の許可について

自転車通学を希望する生徒に許可をする。ただし、以下の地域は徒歩での通学を推奨します。

北今泉、下中、丸山、大東、円山、

広域農道以西の東今泉、原目

広域農道以西でえちぜん鉄道以南の上中、若栄（追分口団地、藤島通り以北は除く）

新保町（鉄鋼団地西側の団地）

えちぜん鉄道以南の新保

新吉野、福井線以北の河増、北四ツ居町、南四ツ居三丁目、藤島通り以南の林

2. 通学用自転車について

以下のような一般的な通学用自転車を使用し、ヘルメット、鍵、雨合羽には記名すること。

- ・ライト、ベル、ブレーキ、反射材の整備がされているもの
- ・鍵がかかるもの
- ・両脚スタンドのもの
- ・キャリア（荷台）がついているもの
- ・不必要な器具やステッカーをつけたり、改造をしたりしていないもの

3. 自転車通学上の注意

- ・指定された通学路を通ること。

若栄から殿下の広域農道および勝山街道は、横断以外は通学路としては使用しない。

- ・自転車保険に加入すること。（令和4年7月より、県の条例において自転車保険への加入が義務化）
- ・通学の際には、本校指定のヘルメットを着用すること。
- ・交差点では必ず一時停止をして左右を確認して通行すること。
- ・雨天時は雨合羽を着用すること。
- ・降雪時、積雪時、凍結時は自転車通学を禁止する。
- ・以下にあるような交通規則違反を繰り返す場合は、自転車通学許可を取り消すことがある。

（交通規則違反）

暴走行為、信号無視、傘さし、ノーヘル、二人乗り、並進、無灯火、降雪時の乗車、

あごひもはずし、整備不良、改造、手放し・片手運転、一旦停止無視、ななめ横断 等

4. 通学許可証（ステッカー）について

車体検査に合格し、誓約書を提出、ステッカー代を納めた場合に発行する。

- ・通学許可証の色は、名札の色と同色とする。
- ・通学許可証は、後部車輪カバーに貼り付けること。